

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒 薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤</p> <p>一〇七の二（略）</p> <p>七の三 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、 一 バイアル中ピラルビシンとして三〇mg力価以下を含有する ものを除く。</p> <p>八（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤</p> <p>一〇四（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>劇 薬</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒 薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤</p> <p>一〇七の二（略）</p> <p>七の三 ピラルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、 一 バイアル中ピラルビシンとして二〇mg力価以下を含有する ものを除く。</p> <p>八（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤</p> <p>一〇四（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>劇 薬</p>

生薬、動植物成分及びそれらの製剤

一〇六十 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一〇十一の七 (略)

十一の八 ピラルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイア

ル中ピラルビシンとして三〇mg力価以下を含有するもの

十二〇十六 (略)

無機薬品及びその製剤

一〇二十八 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇百三十六 (略)

生薬、動植物成分及びそれらの製剤

一〇六十 (略)

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一〇十一の七 (略)

十一の八 ピラルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイア

ル中ピラルビシンとして二〇mg力価以下を含有するもの

十二〇十六 (略)

無機薬品及びその製剤

一〇二十八 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇百三十六 (略)